

4. イベント広場の整備計画図(案)

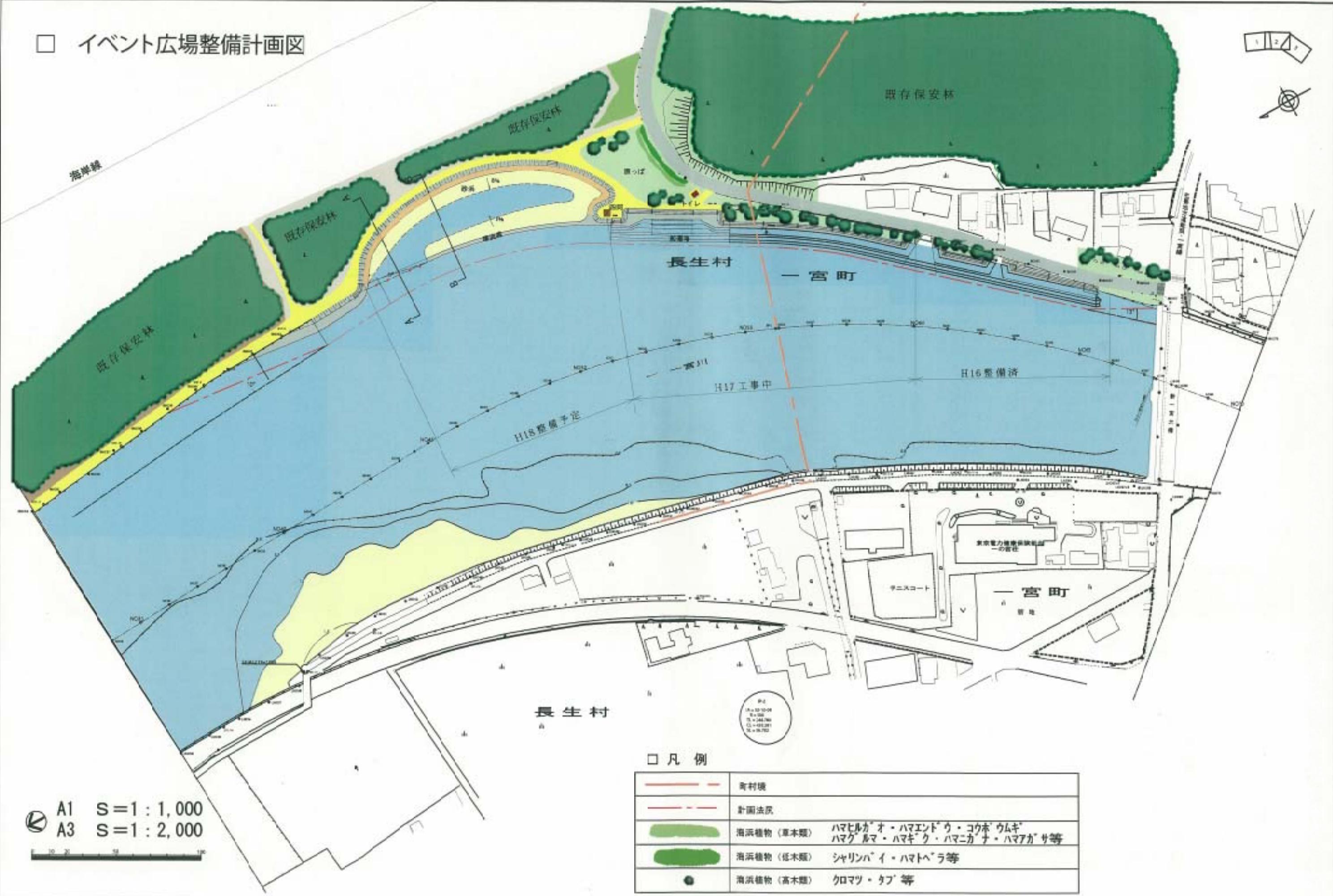
(1) 整備方針

- ・水浴場として利用されていた一宮川の原風景を復元することを目的に、緩傾斜の砂浜（ワンド）を整備し、水遊び場を形成する。
- ・原っぱ広場を整備し、地域イベントの機能強化及び保安林での落枝・伐採木を利用した炭焼き体験、千潟の野鳥観察などの自然とのふれあい体験学習の場として利用する。
- ・イベント広場の範囲は N0. 45～N0. 55 と設定する。

(2) 整備内容

施設名	利用計画	整備内容
原っぱ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント、清掃活動での集合拠点 ・自然観察 ・森林施業体験 ・炭焼き体験 ・海浜植物の保全、増殖 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林と連続する部分は海浜植物の植栽地として整備。 ・メインとなる広場部分は多目的利用が可能な芝生地とする。 ・芝生地の規模は、約 1,200 m² (公園内の広場基準 15 m²/人から算出すると約 80 人のレクリエーション利用が可能)。 ・原風景の再現のために松を植栽する。なお、芝生地は出入口の安全確保から道路沿いの高木植栽は行わない(視距確保)。 ・自然観察小屋を兼ねた休憩施設を整備する。配置は河口部の見晴らしを確保して配置する。 ・また、便益施設としてトイレを設置する。 ・船着場上流部は、ベンチを設置する。
砂浜	<ul style="list-style-type: none"> ・水質測定 ・潮干狩り ・親子ハゼ釣り大会 ・カヌー体験 ・水遊び場 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション利用が可能な勾配(運動広場程度)で、かつ千葉県福祉条例を満足する 1/12(8%) で整備する。 ・砂浜の規模は約 5,000 m² (公園の水遊び場基準 8～15 m²/人から算出すると約 330～600 人の利用が可能。小学校の全校でイベント可能な規模)。
船着場	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ハゼ釣り大会 ・カヌー、ボート体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段形状で整備。 ・船着場の幅は約 30m で、標準的なカヌーの長さは 2～6m であり、7 艇程の同時利用が可能。
園路 (管理用通路)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・町道と隣接する部分は園路整備を行わず、オープンスペースのみを確保する。幅は、河川管理用通路の基準 4m (3m+路肩 0.5 × 2m)。 ・砂浜部は 3m の高水敷を園路として整備。

□ イベント広場整備計画図



A1 S=1:1,000
A3 S=1:2,000

10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

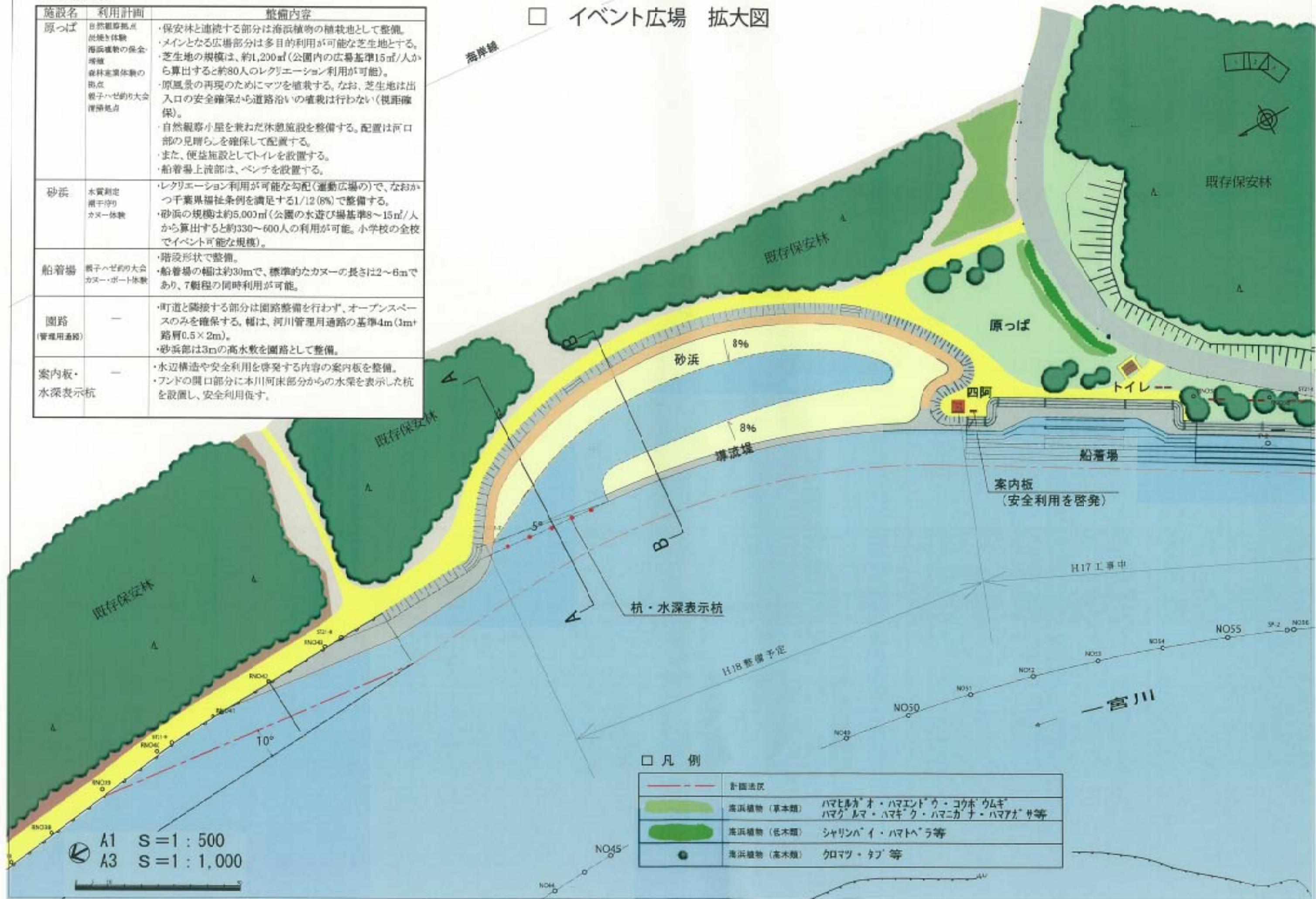
□ 凡 例

—	町村境
- - -	計画法尻
■	沿浜植物（草木類） ハマヒルガオ・ハマエンドウ・コウホウムギ ハマグリ・ハマ・ハマキク・ハマニカラ・ハマアガサ等
■	沿浜植物（低木類） シヤリンハイ・ハマヘラ等
●	沿浜植物（高木類） クロマツ・タブ等

□ 整備内容

施設名	利用計画	整備内容
原っぱ	自然観察拠点 焚焼き体験 海浜植物の保全・ 増殖 森林実習体験の 拠点 競子ハゼ釣り大会 津波避難地	<ul style="list-style-type: none"> 保安林と連続する部分は海浜植物の植栽地として整備。 メインとなる広場部分は多目的利用が可能な芝生地とする。 芝生地の規模は、約1,200m²（公園内の広場基準15m²/人から算出すると約80人のレクリエーション利用が可能）。 原風景の再現のためにマツを植栽する。なお、芝生地は出入口の安全確保から道路沿いの植栽は行わない（視距確保）。 自然観察小屋を兼ねた休憩施設を整備する。配置は河口部の見晴らしを確保して配置する。 また、便益施設としてトイレを設置する。 船着場上流部は、ベンチを設置する。
砂浜	水質測定 潮干狩り カヌー体験	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション利用が可能な勾配（運動広場）で、なおかつ千葉県福祉条例を満足する1/12(8%)で整備する。 砂浜の規模は約5,000m²（公園の水遊び場基準8~15m²/人から算出すると約330~600人の利用が可能。小学校の全校でイベント可能な規模）。
船着場	競子ハゼ釣り大会 カヌー・ボート体験	<ul style="list-style-type: none"> 階段形状で整備。 船着場の幅は約30mで、標準的なカヌーの長さは2~6mであり、7艇程の同時利用が可能。
園路 (管理用通路)	—	<ul style="list-style-type: none"> 町道と隣接する部分は園路整備を行わず、オープンスペースのみを確保する。幅は、河川管理用通路の基準4m(3m+路肩0.5×2m)。 砂浜部は3mの高水敷を園路として整備。
案内板・ 水深表示杭	—	<ul style="list-style-type: none"> 水辺構造や安全利用を啓発する内容の案内板を整備。 ブンドの開口部分に本川河床部分からの水深を表示した杭を設置し、安全利用促す。

□ イベント広場 拡大図

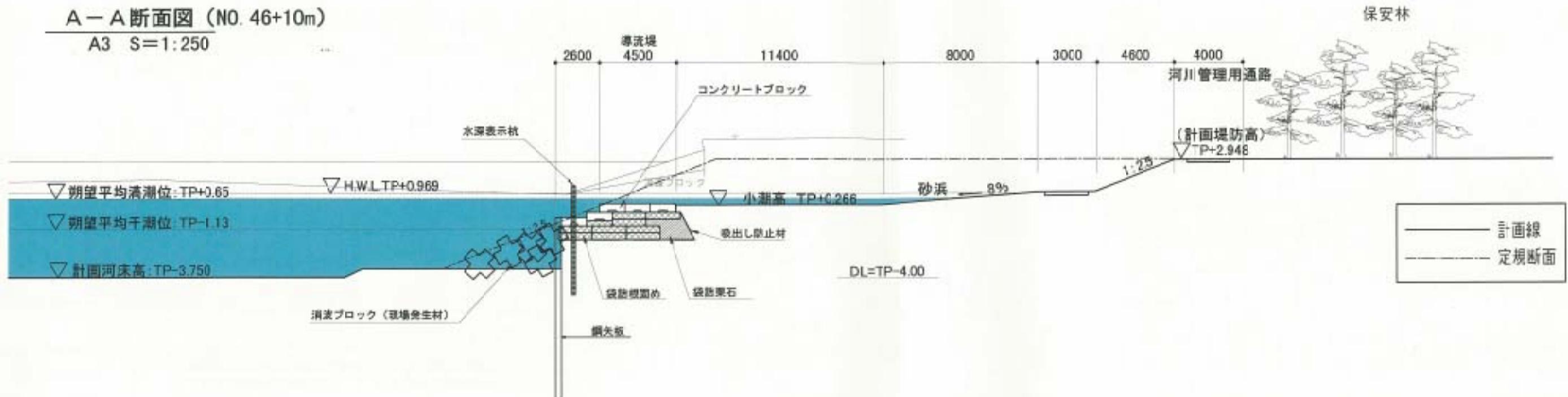


□ 凡 例

—	計画法尻
■	海浜植物（草本類） ハマヒルガオ・ハマエンドウ・コクボウムギ・ハマグルマ・ハマキク・ハマニカラ・ハマアガサ等
■	海浜植物（中木類） シヤリンバイ・ハマトベラ等
●	海浜植物（高木類） クロマツ・タブ等

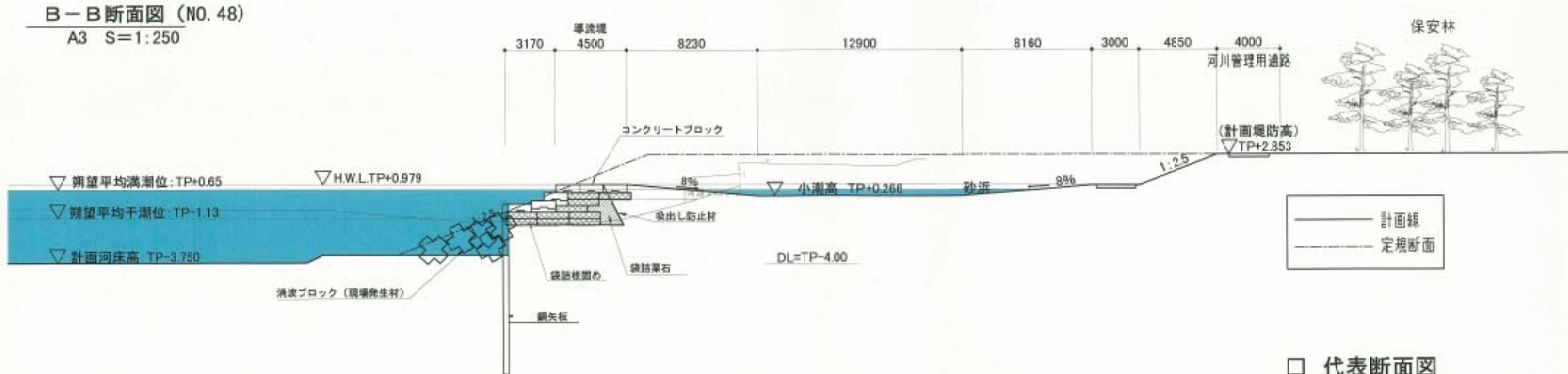
A-A 断面図 (NO. 46+10m)

A3 S=1:250



B-B 断面図 (NO. 48)

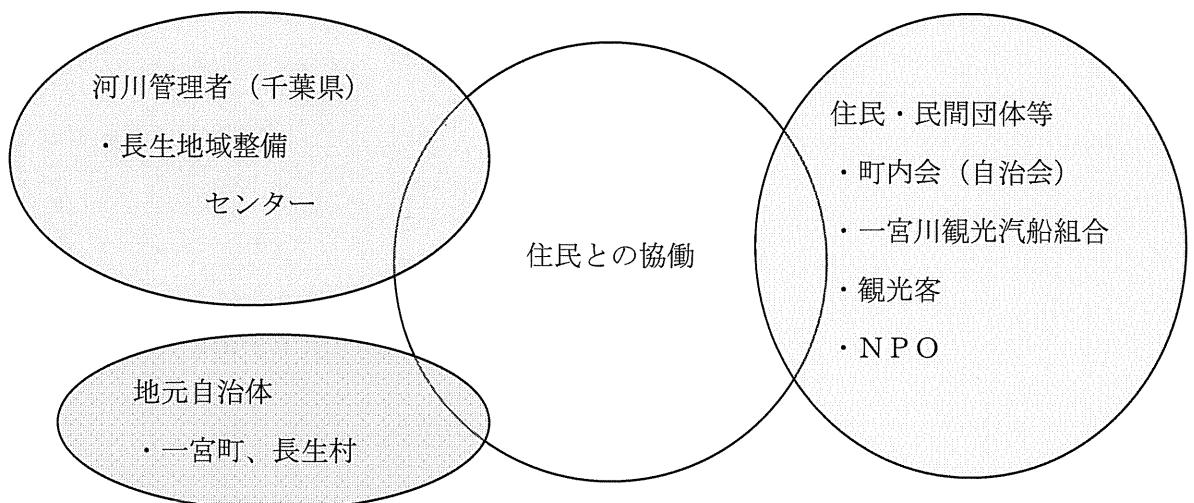
A3 S=1:250



□ 代表断面図

5. イベント広場の維持・管理分担

イベント広場の日常的な管理は、ふるさとの川整備計画において河川管理者・町や村・NPO・住民等とのパートナーシップによって行なうこととしており、以下の管理分担方針が示されている。



□ パートナーシップ(協働)による河川管理のイメージ図

□ ふるさとの川整備計画での維持管理分担の方針

- ・ 河川管理施設の保全及び補修等の維持管理は河川管理者が行う。
- ・ 占用物件、植栽等の修景施設の維持管理は町村で行う。
- ・ 日常的な水辺空間の清掃などは、住民の協力を得て行う。

ふるさとの川整備計画の方針を踏まえ、イベント広場の管理計画を以下に示す。

□ イベント広場の維持・管理分担

管理主体	管理項目	管理内容
河川管理者	河川管理施設	<p><対象施設> 護岸・導流堤・船着場本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の保全のため、点検等を実施する。 ・点検結果により補修を行う。
	休憩施設その他	<p><対象施設>四阿・ベンチ・案内板・舗装・植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果により補修を行う。
町や村・N P O ・住民等	点検・監視	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止や安全利用の面から日常的な点検及び監視を行い、イベント広場の保全と安全管理を行う。 ・特に出水時は、河川管理者と連携して点検・監視にあたり、イベント広場（砂浜）利用者に対し周知活動及び圈外への誘導等の利用者指導を行い、安全を確保する為の巡回巡視を強化する。
	船着場及び周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃等を行なう。
	原っぱ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会により、ハマヒルガオやコウボウムギなどの海浜植物を用いた保護・増殖に取組み、原っぱ全体の緑化管理を行う。
	高木植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定等の日常管理を行なう。
	砂浜・護岸の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時の後や大潮の後などに、砂浜や護岸に堆積したゴミやヘドロを除去し、砂浜・護岸の美観を維持する。ただし、高潮等の大規模災害は除く。※
	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回河口清掃を企画・実施して、イベント広場を含む河口部の清掃を行う。
	日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ拾いや草刈などの日常的な簡易な美化活動を行う住民団体の設立・支援を行う。

※ 砂浜の砂の流亡や堆積に対して、町や村は町道等堆砂除去作業や海岸の管理作業と連携してこれにあたる。